

平成 26 年度補助金等の見直しについて

豊後大野市行政改革推進本部

補助金等の見直しについて

自治体における補助金の支出は、地方自治法第 232 条の 2 の規定により、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては（中略）補助をすることができる。」とされ、申請等の事務手続きについては「補助金等交付規則」により、各補助金毎の採択条件、補助対象経費等は「補助金交付要綱」に則り行われることとされています。

当市においては、「豊後大野市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 50 号）」が整備されており、各補助金交付要綱を定めるに当たっては、平成 22 年第 3 回豊後大野市行政改革推進本部会議において決定された「補助金等の交付基準について（平成 22 年 9 月 6 日行管 11 号）（平成 26 年 2 月 17 日一部改正）」に基づき、適切な処置を講ずるよう通知をしているところです。

なお、補助金等見直しについては、平成 27 年度当初予算に反映することを主たる目的としました。

1. 実施期間

平成 26 年 10 月 20 日（月）～10 月 30 日（木）

2. ヒアリング重点確認事項

（1）効果の検証及び交付基準項目の遵守状況について

補助金交付基準、補助金交付要綱に則り適正な交付が行われているか。（サンセット方式、補助率基準内交付等）

（2）補助対象経費について

団体補助については、補助金等交付基準に定められた「補助対象経費」に則った支出が行われているか。団体内で支部活動費等再補助金として支出されている場合は、再補助先が「補助対象経費」に則った支出がされているか。

（3）見直し結果について

昨年度補助金ヒアにおいて出された財政課からの意見に対し、原課としてどのような対応をしたか。

3. ヒアリング結果

(1) 今後の方向性

① 継続 33 件 (30.8%)

※ 平成 26 年度以降事業終了、終期到来後廃止を含む。

② 見直し 54 件 (50.5%)

③ 事業終了 15 件 (14.0%)

※ 事業統合を含む。

④ 新規（継続） 5 件 (4.7%)

⑤ 休止、その他 0 件 (0.0%)

⑥ 合計 107 件 (100.0%)

※ 単年度終了等を除く。

(2) ヒアリング後の意見

① 事業補助金、運営補助金の区分を明確にすること。(補助分類については行革推進係と協議)

② ヒアリング内容、補助金等交付基準の遵守を原課より、担当者、支所、支局レベルへ通知の上、補助団体を指導すること。

③ 個別に交付基準を適用できない事例がある場合は、事前に財政課と合議の上、適用除外の決裁処理を行うこと。(会計課)

④ 補助金等交付規則に基づき、検査員を一括任命しているので、補助金支出の際に検査、確認を行うこと。(検査調書等様式任意：共有フォルダ契約検査室に参考様式有)

⑤ 団体運営補助金の団体運営に係る補助金は、原則概算払いのため、充当明細書作成により、所属長の確認を受け、精算処理を行うこと。(会計課)

4. 参考資料

(1) 財政運営の基本指針等に関する条例第 13 条<抜粋> P 3

(2) 補助金等の交付基準<抜粋> P 4

豊後大野市財政運営の基本指針等に関する条例逐条解説＜抜粋＞

第2章 財政運営の原則

(補助金等)

第13条 市長は、補助金、交付金等について、公益性、必要性及び効果の観点から、事務手続等を含む包括的な見直しを定期的に行わなければならぬ。

2 市長は、団体の運営に係る経費に対する補助については、別に定めるところにより適切に支出しなければならない。

【解説】補助金等の運用指針を規定

1 補助金等の適正化のためには、公益性、政策的な必要性及び効果の観点からの検証が必要です。

このため、支出の要否をはじめ、事務手続等を含む包括的な見直しを定期的に行うこととしたものです。（第1項）

2 団体の運営費に対する補助金は、市が定めた「補助金等の交付基準（平成22年9月6日付け行管第11号）」に基づき策定された各補助金等交付要綱により適切に支出することとされています。（第2項）

補助金等の交付基準<抜粋>

(4) 補助額（率）・算定根拠

① 補助額（率）は次のとおりとする。

対象	分類	補助額（率）
団体	団体事業費補助金	対象経費を積算した額の50%以下
	〃（協働推進型）	対象経費を積算した額の範囲以内
	団体運営費補助金（施策補完型）	対象経費を積算した額の範囲以内
	〃（団体育成型）	対象経費を積算した額の70%以下 ※但し、平成27年度より50%以下とする
個人	個人事業費補助金	対象経費を積算した額の50%以下
	サービス格差是正補助金	個別事案毎に適切に設定された額
	利子補給補助金	個別事案毎に適切に設定された額
1. 国・県の補助があるものについては、上記によらず、 <u>法律または条例及び要綱等の定め</u> による市負担分のみとする。（いわゆる上乗せ補助は行わない。）		
2. 1申請当りの補助額が50万円を超える場合、または、50万円を超えてなくても、補助額の上限を行うことが適切である場合は、補助額の上限を設定する。		
3. 団体運営補助金については、 <u>前年度決算による繰越額が、当年度の補助額を上回る場合は交付を行わない。</u> <u>又、前年度決算による繰越額が、当年度の補助額を下回る場合においても、繰越率が前年度総収入の30パーセントを超えている場合は、補助額を減額し、繰越額と同額とする。尚、積立金については繰越額と同様と見なす。</u>		
又、団体事業補助金については、原則として繰越は発生しないため、余剰金については精算処理による。		
4. 上記1から3までについて、合理的な理由がある場合はその限りではない。		

② 要綱等には、補助金等の額（率）の算定根拠の基本的考え方を記載する。

(6) 対象経費

対象となる経費は次のものを除くものとする。（国・県等の法令、条例及び要綱等に別段の定めのあるものは除く。）

ア 役員等への諸手当等人事費。ただし、市が指定した団体補助金は除く。

視察研修等を対象とする旅費については、事業に対する参加者負担率を1/2以上とし、宿泊に付随する食事代等は補助対象外とする。

イ 交際費（慶弔金、見舞金、餞別、接待の食事等）

ウ 食糧費（事業自体に係るもの及び会議の開催に伴う常識的な範囲の茶菓子代を除く。）

エ その他、社会通念上公金の使途として対象とすべきでないもの。

オ 団体内の支部等への補助金についても、上記要件の遵守を徹底すること。